2026年11月16日

各　　位

会 社 名　株式会社ゆうちょ銀行
代表者名　取締役兼代表執行役社長　笠間　貴之
（コード：7182、東証プライム市場）

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「当行」）は、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づく同法第156条第1項の規定により 2026 年 11 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け（以下「ToSTNeT-3 による買付け」）による自己株式の取得に関し、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

１．自己株式の取得の方法

本日（2026年11月16日）の終値（最終特別気配を含む。）3,177円で、2026年11月17日午前８時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において、買付けの委託を行います（その他の取引制度や取引時間への変更は行いません）。

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

２．自己株式の取得の内容

（１）取得対象株式の種類　　当行普通株式
（２）取得し得る株式の総数　　9,442,800株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.3%）
（３）株式の取得価額の総額　　29,999,775,600円（上限）
（４）取得結果の公表　　2026年11月17日午前８時45分の取引時間終了後に取得結果を公表いたします。

（注１）　当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性があります。
（注２）　取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

なお、日本郵政株式会社は、ToSTNeT-3による買付けによる自己株式の取得に応じて、当行普通株式4,721,400株を売却する予定とのことです。

また、ToSTNeT-3による買付けによる自己株式の取得価額の総額が2026年11月13日の取締役会で決議した株式の取得価額の総額の上限に達しない場合、2026 年11月18日を取得開始日とし、ToSTNeT-3による買付けによる自己株式の取得価額の総額を控除した金額を上限として、自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付（以下「市場買付」）による自己株式の取得を実施する予定です。

ただし、市場買付による自己株式の取得に当たっては、引き続き、日本郵政株式会社による当行株式の議決権比率を現在の水準である49.9%程度以下に維持できるよう実施するため、ToSTNeT-3による買付けによる自己株式の取得に応じた日本郵政株式会社による当行普通株式の売却株数によっては、

市場買付による自己株式の取得における実際の取得額が上記金額を大幅に下回る可能性、または市場買付による自己株式の取得を実施しない可能性があります。

決定次第速やかにお知らせいたします。

（ご参考）2026年11月13日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

（１）取得対象株式の種類　当行普通株式

（２）取得し得る株式の総数　15,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.4%）

（３）株式の取得価額の総額　300億円（上限）

（４）取得期間　2026年11月17日（火）から2027年１月29日（金）まで

（５）取得の方法　株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け及び自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

（６）その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当行代表執行役社長に一任いたします。

以上